平成２９年（フ）第１０号
長野県上田市生田4822番地８
債務者　福尾ゆかり（旧姓丸山）
１　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第３１１号
岐阜県瑞穂市祖父江46番地145
債務者　篠田　信子
１　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１６６号
滋賀県東近江市百済寺甲町253番地、前住所滋賀県愛知郡愛荘町市886番地１　Ｕ－ＳＡ．ＫＭＨヴィラさくら105号
債務者　藤野　昌弘
１　決定年月日時　平成29年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第４号
滋賀県東近江市春日町２番13号　県営春日団地（１棟）116号室
債務者　大前由紀江
１　決定年月日時　平成29年２月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第５０２号
兵庫県洲本市宇山131番地、申立時の住所兵庫県姫路市大津区新町２丁目46番地５
債務者　タケダ塗装こと　武田　修治
１　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第８号
福岡県久留米市藤光町1264番地８
債務者　田中　俊之
１　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第８号
佐賀県藤津郡太良町大字糸岐522番地、前住所長崎県佐世保市天神２丁目228番地
債務者　岩永　和希
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１０号
佐賀県杵島郡江北町大字山口2913番地５　サニーポット10　Ｃ、前住所佐賀県杵島郡江北町大字惣領分1552番地３　エレンシアＭⅡ201号室
債務者　荒川　大輔
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第７号
青森県三戸郡階上町蒼前西２丁目９番地2420セカンドハウス18号、前住所青森県三戸郡階上町蒼前西７丁目９番地1711　コーポヤマト２号
債務者　荒谷　勝子
１　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
青森県八戸市城下２丁目１番19号　十和田荘２号、前住所青森県八戸市沼館１丁目18番44号　沼館アパートＡ棟１号室
債務者　松原　　治
１　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
青森県八戸市吹上６丁目５番40号　ハイム吹上Ｄ号室、前住所青森県八戸市大字中居林字仕替場３番地10　レーベンハイツ202
債務者　江刺家かおり
１　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
三重県津市河芸町千里ヶ丘42番地53
債務者　和田　洋子
１　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４号
三重県津市一身田平野31番地１　ラセール101号
債務者　加藤　孝治
１　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１３号
三重県桑名市大字安永1705番地１
債務者　寺本　真琴
１　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２３０号
三重県桑名市大字江場926番地１　コーポ水谷305号
債務者　三浦　訓光
１　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１１１９号
京都府八幡市男山香呂１番地一Ａ25―203
債務者　辻井　典彦
１　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係